

2015 年度
ドイツ現代史学会 第 38 回大会

報告要旨集

日時：2015年9月19日、20日

場所：神戸大学鶴甲第1キャンパス F301 教室 (F棟3階)

◆シンポジウム I

統一後 25 年のドイツ政治 9月19日 14:00~17:30

- 司会 西田慎 (奈良教育大学)
報告 野田昌吾 (大阪市立大学)
「選挙と政党政治から見る 25 年」
横井正信 (福井大学)
「内政政策から見る 25 年」
葛谷彩 (明治学院大学)
「外交政策から見る 25 年」
コメント 吉田徹 (北海道大学)
石井聡 (近畿大学)

◆自由論題 9月20日 9:30~12:00

- 司会 高橋秀寿 (立命館大学)
報告 山岸智弘 (同志社大学・院)
「ヴァイマル期ドイツにおける看護師の労働の「価値」」
堅田智子 (上智大学・院)
「アレクサンダー・フォン・シーボルトによる『外字新聞論調報告』と『外国新聞操縦』—明治日本における近代メディア戦略の構築—」
佐々木淳希 (京都大学・院)
「1976年共同決定法からみる西ドイツ政治の変容」
鈴木健雄 (京都大学・OD)
「「帰還者」からみた戦後ドイツ「復興」の多層性と日独比較の可能性」

◆シンポジウム II

ナチズム研究の展望—「民族共同体」の問題を中心に— 13:30~17:00

- 司会 木村靖二 (東京大学名誉教授)
報告 小野寺拓也 (昭和女子大学)
「モラル・感情という視点から見る「包摂」と「排除」—「Gemütlichkeit」とクリスマス—」
田野大輔 (甲南大学)
「消費がつくりだす「民族共同体」—国民的社会主義者ドレスラー=アンドレスと国民受信機・国民車構想—」
小野清美 (大阪大学名誉教授)
「ナチズムと専門家—ドイツ新自由主義の対ナチ関係・ナチズム観—」
コメント 高橋進 (龍谷大学)
川喜田敦子 (中央大学)

選挙と政党政治から見る 25 年

野田昌吾

統一後 25 年のドイツ政治を選挙と政党政治の観点から振り返る場合、何が目につくだろうか。

「統一」ということに力点を置くならば、旧東ドイツ地域と一緒にになったことの政党政治・政党間競争に与えた影響、とりわけ東の選挙市場が全国政治にもつ意味や西側の政党の東への進出の態様、あるいは東西での政治文化の相違やそのことにも起因する東西で異なる政党システムなどがまず問題となってくるだろうし、また、統一によって変化したより広い政治的・経済的文脈という点からすれば、G・A・リッターが「統一の代償」という表現で問題にしようとした統一とその方法に起因する経済・財政上の危機がドイツ政治に迫った対応がそれぞれの政党の政策上のポジションにどう影響を与えたか、また、統一は国際政治的イベントであったことの当然の帰結として、ヨーロッパ統合の枠組みはもちろん EC/EU を超えた国際政治的環境も大きく変化した、そのことが政府および各党のポジションにどう影響を与えたかということが問題になってくるだろう。しかし、報告者の能力の問題もあり、この報告では、そうしたより重要と思われる課題に正面から応えることは断念せざるを得ない。

この報告では、「統一」という問題はやや背景に退かせて、代わりにこの「25 年」という時間の中にドイツの選挙と政党政治に何が生じたかという点に焦点を当ててみたい。具体的には、2013 年の連邦議会選挙でメルケルを首相候補とする CDU/CSU が大勝を取めたが、この CDU/CSU の大勝を統一後 25 年の歴史的な文脈の中に位置づけ、ドイツの政治空間がこの 25 年間にどのように変容してきたのかを論じてみたい。

振り返れば、この 25 年間に政権交代はコール政権から 1998 年の赤緑政権、2005 年の第 1 次メルケル大連合政権、2009 年のメルケル・ブルジョア連立政権、2013 年の 2 度目のメルケル大連合政権と都合 4 回あった。これらの政権交代の大きな原動力になったのは、中道的有権者の動きであり、さらに言えば、コール政権崩壊以後、2013 年の大勝に至るまでの間、CDU/CSU は 05 年に政権に復帰したとはいえ低迷し続けていたが、その大きな要因もまた中道的有権者の支持を取り込めないことにあった。ドイツの中道的有権者は何を求め、どのように動いたのか。中道的有権者とは何者か。単に有権者の移動の問題にとどまらず、その中身の変化から選挙と政党政治のこの 25 年について考えてみたい。

1990 年の統一後、ドイツは「統一ブーム」と呼ばれる好景気を経験したが、実勢レートを無視した通貨統合、旧東ドイツ地域再建のための巨額の財政移転と同地域での過剰投資及び過剰消費、インフレ抑制のための高めの金利誘導等から、財政・経済・雇用状況が急速に悪化した。

連邦政府は、当初このような状況の悪化をドイツ統一に伴う一時的なものに過ぎないとしていたが、経済、労働、社会保障面における構造的要因がその原因であるという見方が次第に広まった。このような国内状況に加えて、1999 年に予定されていた欧州通貨統合第 3 段階＝ユーロの導入は財政規律の維持という点で大きな制約を課すものとなった。

こうして、1990 年代半ば以降、コール、シュレーダー、メルケルの歴代政権にとっては、景気回復と欧州通貨統合への参加を実現しつつ、中長期的にドイツの産業立地基盤をいかにして強化するかが国内における最大の課題の一つとなった。この課題を克服するために様々な政策が実施されたが、その中でも、直接税の大幅な引き下げや環境税の導入を中心とした包括的な税制改革、社会保険料率を抑制しつつ人口構造の変化に中長期的に対応するための社会保険改革、労働者を保護する一方で労働市場を柔軟化し、失業者数の大幅削減を実現するための労働市場改革は、上記の三政権にわたって行われた大きな改革となった。

これらの改革が実施されるのと並行した形で、ドイツの財政、経済、雇用状況は急速に改善に向かっていった。1990 年代には赤字に陥っていた経常収支は 2002 年以降黒字に転じ、2014 年には黒字額は 2,000 億ユーロを上回るまでに拡大した。また、一時は 4%を上回っていた財政赤字の対 GDP 比も 2000 年代後半以降急速に解消され、現在では財政均衡がほぼ達成されている。さらに、失業者数も大幅に減少し、失業率は EU 内で最低となるに至っている。

このような急速な回復ぶりから、1990 年代には「欧州の病人」と呼ばれたドイツは、現在では「欧州の牽引車」と称されるようになっており、この間に行われた様々な政策分野での改革は、シュレーダー政権時代の労働市場改革を中心に再評価される傾向にある。

しかし、このような急速な状況の回復は、ユーロ導入に伴う対外的環境の改善による面も大きく、国内での「改革効果」の評価に関しては、さらに検討が必要である。また、現在のドイツの「一人勝ち」状況は欧州における著しい不均衡を生み出しており、この面での対処が不可避の状況となっている。

他方、上記のような諸改革の立案と実施にあたっては、採用可能な政策的選択肢の狭さ等から、両大政党である CDU/CSU と SPD の間で政策面での収斂が進行し、政党支持が流動化するという状況をもたらしている。

2010 年のギリシャの債務危機に端を発するユーロ危機以来、統一ドイツの外交政策に対する関心が高まっている。EU におけるその経済力に裏打ちされたパワーと存在感の大きさを背景とし、ギリシャや南欧諸国の救済に消極的で、財政緊縮策の正当性を強調し、その採用を加盟国に迫る姿勢に、戦後一貫して多国間主義を重視し、欧州統合にもっともコミットしてきたドイツの外交政策の変化を見る向きが強くなった。その際参照とされるのが、その規模とパワーの大きさゆえにヨーロッパの不安定化を招いたとされる、1871 年から 1945 年までのドイツの外交政策とヨーロッパにおけるその役割をめぐる問題、すなわち「ドイツ問題」である。かかる「歴史の回帰」の視点から、「新しいドイツ問題」、「不本意な覇権国」および「中央に位置する大国」などをキーワードに、統一ドイツの外交政策を読み解き、その行方を展望する論考や著作が近年目立つようになった (Hans Kundnani, *The Paradox of German Power*, Hurst & Company: London, 2014. Herfried Münkler, *Macht in der Mitte*, edition Körber-Stiftung: Hamburg, 2015 など) 他方、グローバル化の進展を背景に、輸出大国としてますます経済志向を強める中、ガスや石油などエネルギーを依存しているロシア、ヨーロッパ域外で第二の輸出相手国である中国との関係など、ヨーロッパ域外の世界におけるドイツの外交政策も注目されるようになった。

(Kundnani(2014), Stephan Bierling, *Vormacht wider Willen. Deutsche Außenpolitik von der Wiedervereinigung bis zur Gegenwart*, C.H.Beck: München, 2014 など)

本報告は、拙稿「第 8 章 外交政策」近藤正基・西田慎編著『現代ドイツ政治 統一後の 20 年』(ミネルヴァ書房、2014 年)を踏まえながら、最新の上記の文献を手がかりにしつつ、改めて統一ドイツの外交政策を考察することを目的とする。

拙稿 (2014 年) では、20 年余りの統一ドイツの外交政策を、戦後西ドイツの外交政策の基本路線からの「継続」と「変化」をキーワードに、各政権の同盟・安全保障政策とヨーロッパ政策を中心にその軌跡を概観し、かつ統一ドイツの外交政策の行方を展望することを試みた。

その際、今後の課題として認識したのが、1) 「継続」と「変化」という視点だけで現在のドイツの外交政策の変化を分析することの不十分さ、2) 大西洋関係・ヨーロッパ政策が依然として基軸であることに変わりはないが、ドイツがグローバル化の中で EU の大国として存在感を強める中、新興国でありかつ戦略的にも重要なロシアや中国との関係を見る必要性、3) 外交政策に影響を与える重要な要因である国内社会の動向 (例えば、ドイツ人のナショナル・アイデンティティの変化など) についての言及の少なさである。本報告では、上記の参考文献を参照することで、3 つの課題に答えることを目指す。

ヴァイマル期ドイツにおける看護師の労働の「価値」

山岸智弘

1907年のプロイセンにおける看護師国家試験制度の導入によって、ドイツで看護師の資格化が一定程度認められた。それに際して、それ迄看護を行っていた宗教団体（修道会やディアコニー）との妥協がはかられていた（Schweikardt）。ヴァイマル期は看護が市民的な活動になり、更にそれが広範な層に担われるようになっていった時代ともされる（Prüfer）。

この時代は、ナチズム研究の前史として捉えられることもあるが、1920年代は看護師の労働協約・保障制度の整備が進んだ時代としても注目される。この中で、看護領域への1日8時間労働制導入の議論が活性化した。医師や病院管理者とならんで、さまざまな立場にある看護師団体や労働組合が、それぞれの立場から労働時間規定に関して意見をたたかわせ、看護師という職業に関する労働時間規定が法制化されるに至った（1924年：看護施設における労働時間に関する規則）。

この1日8時間労働制に対する看護諸団体の立場の多様性については既に明らかになっており、そこでは労働時間の増減が問題であると捉えられてきた（Stöhr）。しかし、これらの会議は同時に「看護師とは誰か」、「看護という労働は如何なる活動か」を具体的にしていって議論も行われていた。

本報告では、この労働時間に関する会議の議事録（とりわけ、1920年2月19 - 21日の看護師の労働時間に関する会議）と看護団体の雑誌から、ヴァイマル期において看護が如何に「労働」として位置づけられていったのかを明らかにする。

アレクサンダー・フォン・シーボルトによる「外字新聞論調報告」と「外国新聞操縦」——明治日本における近代メディア戦略の構築

堅田智子

1870年8月以来、明治政府「外交官」であったアレクサンダー・フォン・シーボルト (Alexander von Siebold, 1846-1911) は、義和団事変および日露戦争期において、外務省初の近代メディア戦略である「外国新聞操縦」に従事した。「外国新聞操縦」においてシーボルトは、ヨーロッパ、とりわけドイツ、オーストリア国内の諸新聞に掲載された、反日的記事や明治政府の「公式」見解と齟齬のある記事に対し、一つひとつ反駁記事を執筆し、親日世論を形成すべく活動した。これらはすべて、シーボルト自らがヴォルフ社、ロイター社、ハヴァス社などヨーロッパの主要通信社と提携をむすび、記事掲載のルートを確保した上で実施されたものであった。

本報告では、外務省外交史料館所蔵の簿冊『「バロン、シーボルト」ノ各国政況報告並ニ往復書雑纂』および簿冊『外字新聞論調報告並ニ外国新聞操縦一件ノ独乙之部』を史料として、日独外交史、近代メディア史の観点から、以下3点について検討を行なう。なお前者には、1874年から1903年まで断続的にシーボルトが外務省宛に送付した、新聞記事の切り抜き、それに対するシーボルトの分析および外務省側からの返答が記された往復書簡が収録され、後者には、シーボルトによるドイツにおける論調報告および外務省との往復書簡が収録され、「外国新聞操縦」がいかなる経緯をもって実施されたか分析する上で、両者とも史料的価値が非常に高い。

- ① シーボルトが、ドイツ語圏のメディアにおける日本に関する報道について、どのように分析し、外務省に報告を行なったか。
- ② 外務省への提言が、どのように「外国新聞操縦」という外交政策へと反映され、シーボルトがドイツ語圏メディアを「操縦」したか。
- ③ 「外国新聞操縦」を機に、ドイツ語圏メディアを調査したシーボルトは、どのように日本に近代メディア戦略を根付かせようとしたか。

1976年共同決定法からみる西ドイツ政治の変容

佐々木淳希

本報告では、ドイツの政治経済秩序を規定する重要な要因である共同決定制度に着目し、1976年に成立した新共同決定法を通じて、1970年代の西ドイツ政治において生じた変容を探る。この76年共同決定法は、51年に成立したいわゆるモンタン共同決定法ほど高く評価されておらず、比較的研究も少ない。なぜなら、モンタン共同決定法で認められた「完全な」労使同権から後退し、監査役会における労使双方の代表の同数性が実質的に認められなかったからである。その要因は、中小企業の経営者を支持者に多く抱え70年代半ばから新自由主義的な傾向を強めていたFDPが、企業の効率性を損なうという名目で同数代表に反対したためと説明される。しかしながら、当時のFDPは左右両派の間で勢力争いが激しく、共同決定に関する党の方針を方向づけた71年フライブルク党大会を見ても、一概にFDPが労働者の利益を蔑ろにしていたとは言えない。

労使代表の数的均衡に加えて、連立パートナーの内部で議論的となり、世間においても論争の対象となったのが、「管理職」の特別代表権である。複雑化する企業において、資本家から雇われているという意味では労働者でありながら、使用者としての職務を果たす管理職は独自の立場と利害を認められ、他の労働者とは独立して自らの代表を選出することが規定された。この管理職をめぐるのは、DGBが労働者の団結を掘り崩すものとして強硬に反対し、SPD内からも同様の理由から反対が多く出たが、FDPの主張もあって最終的に採用された。この管理職の代表権も、管理職が監査役会での採決で使用者側に賛同することを想定した資本家側に有利な規定というだけではない。「労働者」と一括されてきた集団の中にも様々な利害が存在することを前提とし、それらのグループがより直接的に決定過程に参加できることを可能にしようとしたという側面も見取れる。

このように下位集団や個々の労働者が自らの労働環境に関する決定により直接的な影響を及ぼすという目的は、72年に改正された経営体制法においても同様であって、70年代における一連の共同決定法案は、同時期に構想された「参加」をめぐる政策の一部として捉えることができる。そして、参加の主体を個々人や個々人に近い集団へと可能な限り近づけ、それによって個人の自由を確保することが目指されたのである。つまり、企業や職場において個々の労働者の自由を実現する手段として共同決定制が位置づけ直されたということであり、労使の同権という観点からすれば必ずしも成功とは言えない76年共同決定法ではあるが、個々人に眼差しを向ける新たな政治文化が1970年代に芽生えたことを示すものであった。

「帰還者」からみた戦後ドイツ「復興」の多層性と日独比較の可能性

鈴木健雄

本報告は報告者が準備中の博士論文『ドイツ系亡命者とその帰還に関する史的研究—副題未定—』（2017年12月提出予定）の学説史整理に対応するものである。同論文は、1933年1月30日のナチス政権成立に端を発する、ドイツ系亡命者たちの亡命と抵抗、「帰還」（Rückkehr）と戦後占領ドイツ再建への関与とを、ラジオを介する連合国への戦争協力、占領政策への関与という観点を中心に描こうとする。その際、対象となる「帰還」した「政治的亡命者」（Politisches Exil）たちがどのような戦後ドイツ構想をもったのか、その具現化がどのような諸条件のもと、どういった経緯によって頓挫したのか、そして頓挫したはずの彼らの理想とその実現に向けた努力とがどのような形で、戦後占領ドイツのメディア再建の基層構造の一部を作り上げたのかが検討される。本報告で報告者は一部資料を用いつつ、この試みが学説史においてどのような位置にあり、どのような可能性を持ちうるのかについて論じる。

「帰還者」（Remigranten）は、ナチス政権成立後、人種的、思想的、政治的理由によって亡命を余儀なくされた人々のうち、戦後ドイツへと戻る決断をした人々であり、その半数近くが社会主義者や共産主義者といったかつての「政治的亡命者」であった。今日ドイツにおいて、彼らに関する研究は、領域横断的な分析がなされる分野のひとつとして認識されている。中でも、その戦後初期メディアにおける活動は、近年関心が高まりつつある分野である。しかしながら、研究の始まりは遅く、80年代後半、東西ドイツ間での政治的緊張が緩和するのを待たなければならなかった。「精神的不可視化」ともいうべき現象がその背景にあったことは、先行研究で指摘されている通りである。このドイツにおける研究の進展の滞りが、日本のドイツ史学会内での関心の高まりの阻害要因となったことは想像に難くない。ただ、それにも増して、彼らの活動が国境を越えるものであり、またその数的規模が限られたものであったこと、そして冷戦構造の崩壊が社会主義思想に対する関心を、逆説的ながら、損なわせる契機となったこと、これらが日本人ドイツ史家が彼らに接近することを困難にし、今日もなおそうしていることもまた、指摘すべき点である。

本報告では、抵抗運動とメディアという古典的モチーフを媒介することで、上述困難の克服の可能性が示される。その上で、主に出版活動を通じた反ナチス抵抗運動が連合国の対ドイツ・プロパガンダ活動への協力、そして占領下ドイツのラジオ放送へと繋がった流れと、そこで亡命者たち各々の戦後ドイツ構想がどのような形で表明されたのかを素描し、戦後ドイツ復興史と日本のドイツ研究という二つの大きな枠組みでどういった射程を、申請者が提出準備中の博士論文がもつかが検討される。

モラル・感情という視点から見る「包摂」と「排除」 －「Gemütlichkeit」とクリスマス－

小野寺拓也

本シンポジウム「ナチズム研究の展望－「民族共同体」の問題を中心に」が主たるテーマとする「民族共同体」という概念ほど、近年のナチズム研究において活発に議論が行われているものはない。この概念をめぐるのは、とくに 21 世紀に入ってから急激に研究が増加し、いまではこのテーマに関する研究文献は、ドイツの研究者ですら見通しがきかないと嘆くほど数多い。

本報告ではまず、「民族共同体」論が研究史の上で必要とされるようになった背景を、「意図派」「機能派」以来の流れに位置づけ、90 年代以降の「同意の独裁」論のあとの揺り戻し局面である現在において、「民族共同体」論がどのような意味合いを持つのかを考察する。その上で、「民族共同体」論の射程を 6 つの次元から紹介し、それに対する批判も踏まえた上で、この議論にはどのような可能性が秘められているのかを検討する。

以上のような「民族共同体」論の研究状況を踏まえた上で、その研究領域の一部として、「道徳・感情」という問題を取り上げる。ナチズムは、まともであること、名誉、義務、中世、犠牲への用意といった、彼らなりの「道徳」に基づいて行動していたのではないかと、ナチズムにおける道徳は、普遍的責務としてではなく、民族共同体に束縛された「ナチ的良心」(クーンズ) だったのではないかという議論が、近年活発になってきている。本報告では、「道徳」という視点からナチ体制の民族共同体を考察することで何が見えてくるのかを、研究史に基づいて考察する。さらに、そうした社会的な道徳規範は、個人がもつ様々な感情(憤激、罪悪感など)とも深く結びついていた。「民族共同体」が情動的統合を主たる目標としていたことも、近年の研究でとくに指摘されている点である。感情はイデオロギーと違って、議論することができない。暗黙の了解、共通理解によって共有されるため、それを共有しない、できない人間への蔑視、排除というかたちに容易に結びつき、「包摂」と「排除」のメカニズムにきわめて適合的なメカニズムでもある。

以上の研究史を踏まえ、「包摂」と「排除」において感情が果たした役割として具体的に取り上げるのが、「Gemütlichkeit」という感情である。「心地良さ」とも「穏やかさ」とも訳せるこの感情こそは典型ドイツ的な価値観であり、他の言語には翻訳不可能であるという考え方が、19 世紀以降一般的なものとなっていった(フレーフェルト)。本報告では、そうした感情が人々によってもっとも切実に求められるクリスマスという行事を取り上げ、そうした内向きで調和を求める動きに人々は何を求めていたのか、経験史的に考察したい。

消費が作り出す「民族共同体」

—国民的社會主義者ドレスラー＝アンドレスと国民受信機・国民車構想—

田野大輔

ナチスはいかにして「民族共同体」を形成しようとしたのか、そしてそれはどの程度まで成功したのか。この問題を考える上で鍵となるのが、国民大衆の消費生活水準の向上をめざす一連の取り組みである。宣伝省や労働戦線が推進した国民受信機・国民車の生産、各種の旅行・レジャーの提供などといった活動は、それまで上流階級に限られていた財やサービスを労働者にも手の届く安い価格で提供し、消費・余暇生活における社会的格差を撤廃することで、あらゆる国民を階級対立のない一つの「民族共同体」に統合しようとするものだった。それは単なる「民族共同体」の演出のための空虚な宣伝にとどまらず、一定の社会主義的・反資本主義的イデオロギーに基礎づけられつつ、国民全体の消費・文化水準の底上げをはかるものであり、部分的には軍備拡張の必要や産業界の利害にも抗して実行された。そこには国民の歓心を買うべく経済的・社会的な実利を提供しようとする努力、一種の「合意独裁」としてのナチズムの基本的性格が示されている。

ナチスはドイツ国民に高い生活水準を約束し、アメリカ的な消費社会の実現につとめたが、そうした取り組みは軍備拡張・生存圏獲得という至上目標と対立し、産業界の利潤追求努力とも衝突して、不十分な形でしか実現されなかった。だが労働者にも消費の可能性を拡大するという取り組みが、広範な国民の間に大きな期待を喚起し、非政治的な同意を生み出す役割を果たしたことは否定できない。そうした点を踏まえた上で、ナチ的な消費社会のヴィジョンがどのように提示され、いかなる形で実現を見たのかについて、その具体的な様相を分析する必要があると思われる。

こうした課題に取り組む上で注目したいのが、宣伝省・労働戦線の中核で宣伝・消費政策を主導した幹部の一人、ホルスト・ドレスラー＝アンドレス（以下「ドレスラー」）なる人物の動向である。彼は宣伝相ゲッベルスの右腕として宣伝省放送局長・帝国放送院総裁をつとめ、さらに労働戦線指導者ライのもとで歓喜力行団の設立を主導した宣伝のエキスパートだが、政権獲得前からナチ党左派のグループに属し、労働者の文化水準の向上に精力を注ぐ一方、ナチ政権成立後すぐに国民受信機の普及と国民車の生産計画を推進し、その過程で激しい権力闘争に巻き込まれ、最終的に反対勢力の攻撃を受けて地位を追われることになった。ゲッベルスと同様に「国民的社會主義者」を自任し、ある種の社会主義的な理想を追求した人物が、宣伝省と労働戦線の双方において重要な地位を占め、労働者向けの宣伝と消費政策を推進して、ナチ的な消費社会の実現に努力したことをどう評価すべきだろうか。

宣伝省・労働戦線におけるドレスラーの動向については、ゲッベルス、ライ、ローゼンベルクの三つ巴の権力闘争が問題の鍵といえる。1934年～37年のローゼンベルク周辺の権力闘争についてはボルムスがいち早く詳細な分析を行っており、山口定もこの時期のライ周辺の権力関係とナチ党左派の意義を考察している。だがドレスラー失脚の原因はよくわかっておらず、ローゼンベルクの執拗な攻撃が失脚の直接の原因と考えられるものの、その背後には国民受信機・国民車をめぐる体制内の利害対立が絡んでいる可能性がある。

本報告では、連邦文書館所蔵の未公開の自伝を含む関係史料と現代史研究所・VW社所蔵の個人史料にもとづき、ドレスラー周辺の権力闘争の様相と国民受信機・国民車計画との関係を検討するとともに、彼が失脚にいたった原因を探ることで、ナチ的な消費社会のヴィジョンの行方について考察してみたい。

ナチズムと専門家 ——ドイツ新自由主義の対ナチ関係とナチズム観——

小野清美

1990年ブレア・ギデンス・ダーレンドルフなどの「第三の道」(社民による新自由主義の受容)以来、とくに「北欧新自由主義」が言われる昨今、新自由主義対福祉国家という構図では済ませられない。新自由主義も様々なタイプがある。本報告は、「秩序自由主義」と呼ばれる1932年に旗揚げしたドイツ新自由主義の、対ナチ関係とナチズムとの対峙を経た1940年代のナチズム観を歴史的な脈に即して考える。その上で、彼らがナチス「民族共同体」の実質をどう捉えたかを考察し、ドイツ新自由主義の性格把握を試み、とくに政治的に見てアクチュアルな点を考えたい。

世界恐慌後の政治的社会的経済的危機のなかから誕生したドイツ新自由主義は、世紀転換期ごろからのヨーロッパ的な現象として、国家と経済の絡み合い、社会的権力体によるフェアな業績競争の阻害、人格的自由の侵害(彼らの当時の概念では「新封建主義」、今風に言えば「レントシーキング」体制)を問題にした。恐慌後における国家を資本の統制手段とする国家統制主義の高まりという「時代精神」に抗して国際的にも結集し、市場法則と両立するような「リベラルな介入主義」を要求した。その中核メンバーの思想的立脚点や体質はナチズムとは本質的に異なり、敬虔なプロテスタントとして、大学人として、当初からナチスと対峙してもいた。しかし他方で、ナチ・レジームに市場経済と両立する「強い国家」という幻想ももち、刊行された書物や公式レベルでは、専門家として積極的に発言しその経済政策に影響を及ぼそうとした。こうして問題のあるアンビバレントな関係がみられるが、およそ40年代初めごろから、中核的メンバーにおいて対峙の姿勢が明確になり、抵抗集団とも関わりつつ、ナチ後の再建に向けた構想と取り組む。この段階から戦後初期にかけて、各自の、あるいは経済学としての、プロテスタントとしての自己批判を伴いつつ、今日から見ても先駆的なナチズム観が提示され、これと対峙する戦後構想が抱かれる。

ナチズムはまず、全ヨーロッパ的な文脈で、いわば近代の病理現象として把握されるとともに、同時に、それなくしてはナチ体制がありえなかったと、ドイツ固有の問題とも関係づけられる。この両方の問題にまたがって、彼らがとりわけ重視したのは、国家と人民の関係の変化、「純粋な民主主義」の危険である。今日、「民族共同体」に実質があったことは研究史上の了解事項であり、たとえばアリーは端的に「全体主義的民主主義」の下での国家と国民の贈収賄関係として捉える。ドイツ新自由主義者たちはここへと至る動向を、世紀転換期頃よりの国家と人民の関係の変化のなかに位置づけつつ、政治的思考における変化、社会的権力体の形成による民主主義の変質、国民各層・大衆の圧力のもとでの国家の経済政策の顕著な変化、とくに過度な福祉国家性と完全雇用政策を問題にする。シヴェルブシュは、19世紀末に社会主義概念がプロレタリアートの救済から民族の救済へと変化したと指摘した。またヤンセンは、社会政策概念もドイツでは世紀転換期ごろから国民全体の底上げ・文化的向上を問題とする社会構造政策の内容を帯び、この延長にナチズムは民族共同体の意味での社会構造政策を目指したと指摘した。このことも新自由主義と関連づけて考えてみたい。